

公安委員会 説明資料No. 1	児童の性的搾取等に係る対策に関する 関係府省庁連絡会議の設置について	平成28年4月7日 少年課 総務課
<p>1 経緯</p> <p>先月29日に「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、平成28年4月以降、国家公安委員会は、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、児童の性的搾取等に係る対策に関して、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、所掌する事務に当たることとされた。</p> <p>これを踏まえ、犯罪対策閣僚会議の下に設けられている児童ポルノ排除対策ワーキングチームを廃止し、新たに、同決定にある連絡会議として、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議を設置するものである。</p> <p>なお、同連絡会議には、児童の性的搾取等に係る総合的な対策の検討・推進を図るため、課長級のワーキンググループを設けることとしている。</p> <p>2 構成員等</p> <p>議長 国家公安委員会委員長          構成員 内閣官房内閣審議官          内閣府政策統括官（共生社会政策担当）          内閣府男女共同参画局長          警察庁生活安全局長          総務省総合通信基盤局長          法務省刑事局長          法務省人権擁護局長          外務省総合外交政策局長          文部科学省生涯学習政策局長          厚生労働省雇用均等・児童家庭局長          経済産業省商務情報政策局長</p> <p>3 今後の予定（第1回会議の予定）</p> <p>(1) 開催日          平成28年4月中</p> <p>(2) 主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について</li> <li>○ 今後のスケジュールについて</li> </ul>		

## 1 指定の確認の概要

平成28年3月25日に兵庫県公安委員会から、神戸山口組に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 神戸山口組（主たる事務所：兵庫県、代表する者：井上邦雄、構成員：約2,700人）

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、神戸山口組は、資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ア 威力を利用した資金獲得活動

神戸山口組が結成されて以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動を行っており、多数の者が暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等により検挙されている。

また、神戸山口組の暴力団員は、分裂前に六代目山口組の暴力団員であった際も、同団体の威力を利用した資金獲得活動を行い、六代目山口組の前回指定の効力発生日以降、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

#### イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」について</p>	<p>平成28年4月7日</p> <p>警備企画課</p>
-------------------------------	--	-------------------------------

### 1 改正の趣旨

国際連合安全保障理事会決議第2253号及び同理事会決議第2255号の採択に伴い、これらの理事会決議について、国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議として追加等するもの。

### 2 改正の内容

- (1) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議として、同理事会決議第2253号及び同理事会決議第2255号を施行令第1条第1項に追加する。
- (2) 国際テロリストの名簿を作成する委員会の設置の根拠となる国際連合安全保障理事会決議として、同理事会決議第2253号を施行令第1条第2項に追加する。

### 3 意見公募手続の実施結果

平成28年3月4日から同年4月2日までの間、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」について、意見公募手続を実施した結果、本件改正案に賛成であるとの御意見1件が寄せられた。

### 4 今後の予定

閣 議 平成28年4月12日

公布・施行 平成28年4月15日

<p>公安委員会 説明資料No. <b>4</b></p>	<p>「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>平成28年4月7日 警備企画課</p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及び国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（以下「規則」という。）の制定に当たり、その案に対する意見の募集を実施するもの。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 施行令</p> <p>ア 危機管理行政機関関係</p> <p>危機管理に関する機能を担う国の行政機関及びその庁舎であって当該行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして、14の国の行政機関及びその主たる庁舎等を定める。</p> <p>イ 原子力事業所関係</p> <p>原子力事業所であってテロリズムの対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第4号に規定する原子力事業所を定める。</p> <p>(2) 規則（特定航空用機器関係）</p> <p>航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものに限る。）として、気球、ハンググライダー、パラグライダー等を定める。</p> <p><b>3 意見公募の期間</b></p> <p>平成28年4月8日（金）から5月7日（土）までの30日間</p>		

警視庁、埼玉県警察、茨城県警察、千葉県警察、神奈川県警察、長野県警察、岐阜県警察、大阪府警察、兵庫県警察、奈良県警察、岡山県警察、広島県警察、愛媛県警察、熊本県警察、北海道警察合同捜査本部（15都道府県）は、平成27年11月に検挙した中継サーバ事業者から押収した中継サーバコンピュータを分析し、企業サイトに対する不正アクセス事案に関する情報を発見したことから、各社に対して不正アクセス事案の被害防止対策について要請したものを。

#### 1 被疑者

埼玉県戸田市 会社役員（39歳、男）等4名

（平成27年11月5日、不正アクセス禁止法違反で通常逮捕、同年12月16日、会社役員等2名が公判請求）

#### 2 事案の概要

被疑者らは、中国からのインターネット接続を取り次ぐための中継サーバ事業を営む会社の代表取締役、社員等であるが、平成27年6月ころ、インターネット接続事業者が第三者を正規利用権者として付与した認証ID・パスワードを不正利用して不正アクセス行為をしたもの。

#### 3 押収したサーバコンピュータの分析結果

合同捜査本部が中継サーバ事業者から押収したサーバコンピュータを分析したところ、同サーバコンピュータから

- ・ 31社の企業サイトに対する連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃に利用されたと認められるアカウント情報等（約1,800万件）及び連続自動入力プログラム等（97個）
- ・ 認証に成功したアカウント情報等約178万件（うち不正取得された連絡先等の情報を含むものは約4万2,000件）
- ・ 当該不正アクセス行為を行った者が使用していると認められるコミュニケーションツールのアカウント情報

等を発見した。

#### 4 被害防止対策の要請

合同捜査本部は、不正アクセスの対象となった31社に対し、情報を提供して被害確認を行うとともに、認証機能の強化など不正アクセス事案の被害防止対策について要請した。

#### 5 今後の方針

今後とも違法中継サーバ事業者に対する取締りを推進するとともに、必要に応じて被害防止対策を実施する。

## 1 平成27年度「総合セキュリティ対策会議」について

- 総合セキュリティ対策会議は、産業界等と警察との連携の在り方について検討を行うために設置された生活安全局長主催の私的懇談会。
- 平成27年度は、様々な隘路によりサイバー犯罪捜査が困難となっていること、また、被害防止対策（ボットネットのテイクダウン（注）、不正プログラムの無害化措置等）の重要性が増していることを踏まえ、「サイバー犯罪捜査及び被害防止対策における官民連携の更なる推進」をテーマに選定。

注：不正プログラムに感染した端末（ボット）を特定し、プロバイダ等を通じ、当該端末の利用者に対して同プログラムの駆除を促すことにより、当該端末等からなるネットワーク（ボットネット）を壊滅（テイクダウン）するもの。

- 平成27年12月以降、産学を代表する有識者の参加を得て、計4回にわたる会議を開催し、報告書を取りまとめた。

## 2 報告書の概要

### (1) サイバー犯罪対策における課題

#### ア 捜査における課題

- サイバー犯罪の地理的無制限性、匿名性等による捜査の困難さ（国境を越えるデータの取得、各府県警察による都内への出張を伴う差押え等）の打破
- 紙ベースの郵送による捜査関係事項照会業務の見直しによる効率化

#### イ 被害防止対策における課題

- 不正プログラムに感染した端末の利用者への注意喚起における官民連携の強化及びこれによるプロバイダ等の負担軽減
- アドホックな実施から戦略的・プロアクティブ（先制的）な実施への拡充

### (2) 今後の方向性

#### ア 効率的・効果的な捜査に向けた体制の在り方の検討

#### イ 捜査関係事項照会業務の効率化の検討

- 捜査関係事項照会業務の郵送からオンラインへの移行の検討等

#### ウ 継続的・効果的な被害防止対策の在り方の検討

- 被害防止対策に資する効果的な情報提供の推進
- 被害防止対策の効果の測定・分析及び情報発信の推進等

#### エ 諸外国のサイバー犯罪対策の手法等に関する調査研究の実施

#### オ 戦略的・プロアクティブ（先制的）な被害防止対策に向けた法的整理の検討

- 捜査で得られた情報の利用に関する法的整理
- 積極的な措置に関する法的根拠の付与の検討

## 3 警察庁における今後の対応

本報告書を踏まえ、警察庁において、次の取組を特に重点的に推進。

- 警察庁における一元的な情報分析等が可能となる体制の強化の検討
- プロバイダ等との間における捜査関係事項照会のオンライン化の検討
- プロバイダ等との間における被害防止対策に関する平素からの意見交換、被害防止対策の効果の測定・分析及びその結果に関する情報発信
- 諸外国のサイバー犯罪対策の手法等に関する調査研究
- 積極的な被害防止措置に関する法的根拠の付与の検討

平成26年3月10日、埼玉県朝霞市内において当時13歳の女子中学生が行方不明になった事案について、埼玉県警察等は、本年3月27日、同女を保護するとともに、同月31日、被疑者を未成年者誘拐罪で通常逮捕した。

#### 1 被疑者

住居 東京都中野区東中野

大学生

23歳 男性

#### 2 被害者

住居 埼玉県朝霞市

A女 15歳

#### 3 事案の概要

被疑者は、平成26年3月10日、埼玉県朝霞市内において、被害者（当時13歳）が未成年者であることを知りながら、同女に対し、甘言を用いて誘惑して車両に乗車させ、そのころから平成28年3月27日までの間、千葉市内及び東京都内の自宅まで連れ回すなどして未成年者を誘拐したものの。

#### 4 捜査の経過

- (1) 平成26年3月10日、親族から行方不明の届出を受理。同月13日、公開手配を実施。事案を認知した当初から、所要の体制により、被害者の発見に向けた捜査活動等を実施。
- (2) 本年3月27日(日)午後、被害者からの110番通報により、東京都中野区内で被害者を保護。
- (3) 同月28日(月)未明、静岡県伊東市内において被疑者を確保。頸部負傷のため入院。
- (4) 同月31日(木)午前、被疑者を未成年者誘拐罪で通常逮捕。

## 1 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン案」に対する意見の募集について

### (1) 検討経緯

平成27年10月に設置された「自動走行の制度的課題等に関する調査検討委員会」において、公道実証実験のためのガイドライン案の検討及び法律上・運用上の課題の整理を行ってきたところ、本年3月に報告書が取りまとめられた。

### (2) ガイドライン案の概要

- ・ 基本的制度（実験を行うに当たっての現行法上の条件）
- ・ 実施主体の基本的な責務
- ・ 公道実証実験の内容等に即した安全確保措置
- ・ テストドライバーの要件
- ・ テストドライバーに関連する自動走行システムの要件
- ・ 公道実証実験中の実験車両に係る各種データ等の記録・保存
- ・ 交通事故の場合の措置
- ・ 賠償能力の確保
- ・ 関係機関に対する事前連絡

### (3) 今後の予定

4月8日から5月7日までの間、ガイドライン案に対する意見の募集を行い、その結果を踏まえた上で、ガイドラインを策定・公表する。

## 2 国際連合欧州経済委員会(UNECE)道路交通安全作業部会(WP1)の状況

### (1) 我が国の正式メンバー化

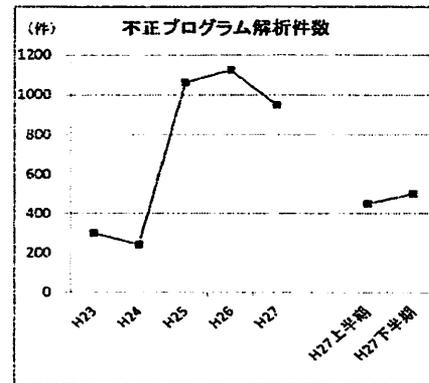
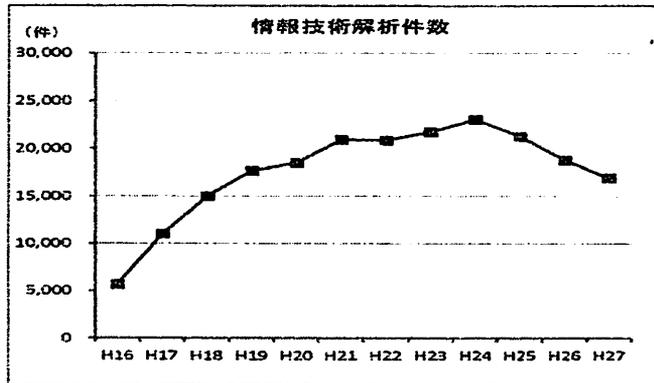
我が国は、平成26年9月の第69回セッションからオブザーバーとしてWP1に参加していたところ、本年2月のUNECE内陸輸送委員会において、我が国がWP1の議決権を有する正式メンバーとなることについて承認された。

### (2) WP1第72回セッションの開催

本年3月29日から4月1日までの間、WP1第72回セッションが開催され、我が国も参加している自動運転に関する非公式作業グループにおける議論の経過報告等がなされた。

## 1 情報技術解析の実施結果

- 情報技術解析総件数<sup>※1</sup>：16,950件（前年比約10%減<sup>※2</sup>）
- 不正プログラム解析件数：948件（前年比約15%減）



※1 都道府県警察から要請を受けて実施した情報技術解析の件数（鑑定を含む。）

※2 解析総件数の減には、都道府県警察における記録情報の資料化に用いる資機材の整備・活用や警察庁が提供するスマートフォン等の記録情報資料化ツールの浸透等による都道府県警察と警察庁情報技術解析部門との役割分担の改善によるものと考えられる。

## 2 効果的な事例・取組

### (1) 高度情報技術解析センターの事例・取組

- スマートフォンの新OS公開に対応した記録情報の資料化ツールの迅速な開発・提供
- パソコンの新OS公開に対応した解析に資する資料の作成・提供
- 土中に埋没し、内部まで腐食が及んでいたペン型ボイスレコーダーからの音声データの抽出
- 新種不正プログラムの効率的な解析手法の開発・提供

### (2) 地方機関（東京都警察情報通信部）の事例・取組

- 仮想通貨交換取引所元代表取締役による電磁的記録不正作出等事件捜査において、取引システム等の解明のため当該サーバに保存されているプログラム及びログの解析を実施

## 3 当面の推進事項

- 都道府県警察で電子機器の記録情報資料化等が可能となるツールの提供により現場対処能力を向上 → 情解部門は難度の高い解析に注力
- 産業系制御システム模擬装置を整備。知見を得る教養・調査に活用